

## 議案第44号

### 杉並区児童福祉審議会条例

上記の議案を提出する。

令和8年5月22日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

### 杉並区児童福祉審議会条例

#### (設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、区長の附属機関として、杉並区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (所掌事項)

第2条 審議会は、法令（条例を含む。）に定めがあるもののほか、区長が必要と認める事項について、調査審議等をするものとする。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者であつて、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者であるもののうちから、区長が委嘱する。

3 審議会に、特別の事項について調査審議等をさせるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、前項の事項に関し公正な判断をすることができる者であつて、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者であるもののうちから、区長が委嘱する。

#### (委員等の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査審議等の期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に、委員の互選による委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(部会)

第8条 審議会に、特定の事項について調査審議等をするため、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、第3条第1項に規定する委員及び同条第3項に規定する臨時委員(以下「委員等」という。)のうちから、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。

4 部会の会議は、非公開とする。ただし、部会の議決があったときは、公開とすることができる。

5 審議会は、その議決により部会の議決を審議会の議決とすることができる。

6 第6条の規定は、部会について準用する。

(委員等以外の者の出席等)

第9条 審議会及び部会は、調査審議等のため必要があると認めるときは、委員等以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員等以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委員等の除斥)

第10条 委員等は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、審議会又は部会の同意があったときは、当該議事に係る会議に出席し、発言することができる。

(守秘義務)

第11条 委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中

教育委員会	杉並区文化財保護審議会	会長日額 17,500円 委員日額 15,000円
-------	-------------	------------------------------

を

杉並区児童福祉審議会	委員長日額及び部会長日額 21,000円 委員日額 18,500円	
教育委員会	杉並区文化財保護審議会	会長日額 17,500円 委員日額 15,000円

に改める。

- 3 杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「杉並区児童福祉審議会」に改める。

- 4 杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年杉並区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「杉並区児童福祉審議会」に改める。

5 杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「杉並区児童福祉審議会」に改める。

（提案理由）

杉並区児童福祉審議会を設置する等の必要がある。

## 杉並区児童福祉審議会条例新旧対照表（抄）

## 附則第3項による改正（杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（最低基準の向上）</p> <p>第4条 区長は、<u>杉並区児童福祉審議会</u>の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>（最低基準の向上）</p> <p>第4条 区長は、<u>児童の保護者その他児童福祉に係る当事者</u>の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。</p> <p>2 略</p>

## 附則第4項による改正（杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（最低基準の向上）</p> <p>第4条 区長は、<u>杉並区児童福祉審議会</u>の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>（最低基準の向上）</p> <p>第4条 区長は、<u>児童の保護者その他児童福祉に係る当事者</u>の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。</p> <p>2 略</p>

附則第5項による改正（杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（最低基準の向上）</p> <p>第4条 区長は、<u>杉並区児童福祉審議会</u>の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>（最低基準の向上）</p> <p>第4条 区長は、<u>児童の保護者その他児童福祉に係る当事者</u>の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。</p> <p>2 略</p>